る環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものは、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

３　（略）

附　則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第四十二号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第五項第三号ハ及び第十三条第五項第三号ハの規定に基づき、卸売市場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令

卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（開設者による食品等持続的供給法に係る公表） **第三条の二**　法第四条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。 一　インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。 二　法第四条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。）第四十二条第一項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。 ２　法第四条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。 （中央卸売市場に係る軽微な変更） **第十二条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一～八　（略） 九　業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからニまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。） （開設者による食品等持続的供給法に係る公表） **第十八条の二**　法第十三条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。 一　インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。 二　法第十三条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。 ２　法第十三条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。	（新設） （中央卸売市場に係る軽微な変更） **第十二条**　法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。 一～八　（略） 九　業務規程の変更（法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。） （新設）

施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に係るものは、当該食品等の流通の合理化に要する経費について国の補助が見込まれる場合を除き、当該区域を管轄する地方農政局長に委任する。

３　（略）